

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	硬化剤0-5
製品コード	870110
整理番号	rdjp158-1
供給者の会社名称	株式会社ソーラー
住所	兵庫県神戸市中央区布引町2丁目1番7号
担当部門	技術開発部
電話番号	0790-49-2366
FAX番号	0790-49-1588

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分2

有機過酸化物 タイプE

健康有害性

急性毒性（経口） 区分4

急性毒性（吸入：蒸気） 区分2

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1

発がん性 区分2

生殖毒性 区分1B

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1（呼吸器系）

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分2（神経系 中枢神経系）

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3（麻酔作用 気道刺激性）

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1（神経系）

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分2（肝臓 腎臓 中枢神経系 末梢神経系）

環境有害性

水生環境有害性（急性） 区分2

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険

H225 引火性の高い液体及び蒸気

H242 熱すると火災のおそれ

H302 飲み込むと有害

H315 皮膚刺激

H318 重篤な眼の損傷

H330 吸入すると生命に危険

H335 呼吸器への刺激のおそれ

H336 眠気又はめまいのおそれ

H351 発がんのおそれの疑い

H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

H370 呼吸器系の障害

H371 神経系、中枢神経系の障害のおそれ

H372 長期にわたる、又は反復ばく露による神経系の障害

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、腎臓、中枢神経系、

末梢神経系の障害のおそれ

H401 水生生物に毒性

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。
(P210)
衣類及び他の可燃物から遠ざけること。(P220)
容器を密閉しておくこと。(P233)
他の容器に移し替えないこと。(P234)
容器を接地すること。アースをとること。(P240)
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)
ガスを吸入しないこと。(P260)
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
粉じん、ヒュームを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
呼吸用保護具を着用すること。(P284)

応急措置

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。(P301+P312)
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は
取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ
ること。(P304+P340)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレン
ズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続ける
こと。(P305+P351+P338)
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
(P308+P313)
気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
特別な治療が緊急に必要である。(P320)
特別な処置が必要である。(P321)
口をすすぐこと。(P330)
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)
施錠して保管すること。(P405)
日光から遮断すること。(P410)
適切な温度を超えない温度の冷所で保管すること。(P411+P235)
他の物質から離して保管すること。(P420)

廃棄
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業
務委託すること。(P501)

保管

廃棄

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
SDS 3 法対象成分は下記参照 (注1)					

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9)

エチルメチルケトンペルオキシド (法令指定番号: 71) (20%~30%)

フタル酸ジメチル (法令指定番号: 480) (30%~40%)

メチルイソブチルケトン (法令指定番号: 569) (30%~40%)

メチルエチルケトン (法令指定番号: 570) (5%未満)

過酸化水素 (法令指定番号: 126) (1%未満)

化学物質排出把握管理促進法 (P R T R法)

第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

りん酸トリトリル (法令指定番号: 460) (6.5%)

4. 応急措置**吸入した場合**

蒸気・ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。

呼吸困難または呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合

汚染された作業服、靴等は速やかに脱ぐ。

多量の水と石鹼で洗う。溶剤、シンナーを使用してはならない。

外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合には医師の診断を受ける。

眼に入った場合

直ちに清浄な流水で15分以上洗眼し、医師の診断を受ける。

洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球とまぶたのすみずみにまで水がよくいきわたるように洗浄する。

コンタクトレンズ着用の場合は、容易であれば外して洗浄する。

飲み込んだ場合

水で口をすすぐ。

無理に吐かせてはいけない。

被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。

直ちに医師の手当てを受ける。

応急措置をする者の保護

適切な保護具を着用する。(8. 暴露防止及び保護措置の項を参照)

5. 火災時の措置**消火剤**

散水または水噴霧が望ましい。水がない場合は粉末、二酸化炭素、一般の泡。

特有の消火方法

指定の消火剤を使用する。

消火活動は風上から行う。

可燃性のものを周囲から素早く取り除く。

周囲の設備などに散水して冷却する。

消火を行う者の保護

適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**

回収が終わるまで十分な換気を行う。

作業の際には適切な保護具を着用する。(8. ばく露防止及び保護措置の項を参照)

関係者以外は近づけない。

環境に対する注意事項

漏出した物質が下水や排水溝へ流出、また地下へ浸透することを防止す

封じ込め及び浄化の方法及び機材
 二次災害の防止策

る。
 密閉できる容器に回収し、廃棄処分まで湿潤状態を保つ。乾燥状態にしてはならない。
 付着物・廃棄物等は、関係法規に基づいて処置をする。
 散水して湿った状態を保つ。
 付近の発火源となるものを速やかに取り除く。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

使用機器類は防爆構造とし、設備には静電気対策を実施する。
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

安全取扱注意事項

取扱いの終了の都度、容器を密閉する。
 分解を避けるために、一度取り出した本品は元の容器に戻さない。
 取扱う前に、本SDSの安全注意を読み理解する。
 取扱い後には身体、顔、手、眼等をよく洗う。

保管

安全な保管条件

容器を密閉する。
 直射日光を避け、換気の良い場所（冷暗所等）に保管する。
 品質の観点から30℃以下で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
エチルメチルケトンペルオキシド			TWA -, STEL C 0.2 ppm
メチルイソブチルケトン	20ppm	50ppm(200mg/m3)	TWA 20 ppm, STEL 75 ppm
フタル酸ジメチル			TWA 5 mg/m3, STEL -
メチルエチルケトン	200ppm	200ppm(590mg/m3)	TWA 200 ppm, STEL 300 ppm
過酸化水素			TWA 1 ppm, STEL -

設備対策

屋内作業場には、蒸気の発散源を密閉する設備又は局所排気装置を設置する。
 硬化物の研削作業等で粉じんが発生する場合は、局所排気装置又は集塵装置を設置する。
 取扱い場所の近くに洗身シャワー、手洗い、洗顔設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

呼吸器の保護具

防塵マスク（硬化物研削時）を着用する。
 送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを着用する。

手の保護具

不浸透性の保護手袋（ゴム手袋等）を着用する。

眼の保護具

保護眼鏡（側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型等）を着用する。

皮膚及び身体の保護具

作業着、長靴、前掛け等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

外観

形状

液体

色

黄色

引火点

18℃(クリーブランド開放式)

比重(密度)

データなし

自然発火温度

データなし

分解温度

50℃以上

10. 安定性及び反応性

<p>化学的安定性 危険有害反応可能性</p>	<p>熱に対して不安定である。 温度上昇や異物混入により自己発熱分解を起こす自己反応性物質を含んでいる。 アミン類、酸、アルカリ、遷移金属化合物、その他還元性物質等との接触により爆発的に分解が促進される場合がある。</p>
<p>避けるべき条件</p>	<p>直射日光を避ける。 火気及び高熱発生の恐れのある場所では取扱わない。 強烈な摩擦、衝撃は避ける。</p>
<p>危険有害な分解生成物</p>	<p>情報なし。</p>

1 1. 有害性情報

<p>急性毒性 経口</p>	<p>混合物の急性毒性推定値が 300 mg/kg を超え、2000 mg/kg 以下のため急性毒性（経口）－区分 4 とした。</p>
<p>吸入</p>	<p>混合物の急性毒性推定値が 100 ppm を超え、500 ppm 以下のため急性毒性（吸入：蒸気）－区分 2 とした。</p>
<p>皮膚腐食性及び皮膚刺激性</p>	<p>混合物の成分の皮膚腐食性及び皮膚刺激性－区分 2 の濃度合計が 10% 以上のため皮膚腐食性及び皮膚刺激性－区分 2 とした。</p>
<p>眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性</p>	<p>混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性－区分 1 の濃度合計が 3% 以上のため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性－区分 1 とした。</p>
<p>発がん性</p>	<p>混合物の成分の発がん性－区分 2 の濃度が 1% 以上のため発がん性－区分 2 とした。</p>
<p>生殖毒性</p>	<p>混合物の成分の生殖毒性－区分 1 B の濃度が 0.3% 以上のため生殖毒性－区分 1 B とした。</p>
<p>特定標的臓器毒性（単回ばく露）</p>	<p>混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）－区分 3（麻酔作用）の濃度が 20% 以上のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）－区分 3（麻酔作用）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）－区分 3（気道刺激性）の濃度が 20% 以上のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）－区分 3（気道刺激性）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）－区分 1（中枢神経系）の濃度が 1% 以上 10% 未満のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）－区分 2（中枢神経系）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）－区分 1（呼吸器系）の濃度が 10% 以上のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）－区分 1（呼吸器系）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）－区分 1（神経系）の濃度が 1% 以上 10% 未満のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）－区分 2（神経系）とした。</p>
<p>特定標的臓器毒性（反復ばく露）</p>	<p>混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）－区分 1（神経系）の濃度が 10% 以上のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）－区分 1（神経系）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）－区分 1（中枢神経系）の濃度が 1% 以上 10% 未満のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）－区分 2（中枢神経系）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）－区分 1（末梢神経系）の濃度が 1% 以上 10% 未満のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）－区分 2（末梢神経系）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）－区分 2（肝臓）の濃度が 10% 以上のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）－区分 2（肝臓）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）－区分 2（腎臓）の濃度が 10% 以上のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）－区分 2（腎臓）とした。</p>

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性（急性） 混合物の成分の（毒性乗率 X 1 0 X 水生環境有害性（急性）－区分 1）
＋水生環境有害性（急性）－区分 2 の濃度合計が 2 5 % 以上のため水生
環境有害性（急性）－区分 2 とした。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公
共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基
準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に処分する。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 I M O の規定に従う。
UN No. 3107
Proper Shipping Name ORGANIC PEROXIDE TYPE E, LIQUID
Class 5. 2
Sub Risk 8（物質リスト参照）
Marine Pollutant Not applicable
Transport in bulk Not applicable
according to MARPOL
73/78, Annex II, and the
IBC code.

航空規制情報 I C A O / I A T A の規定に従う。
UN No. 3107
Proper Shipping Name ORGANIC PEROXIDE TYPE E, LIQUID
Class 5. 2
Sub Risk 8（物質リスト参照）

国内規制

陸上規制 消防法、道路法等の規定に従う。
海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。
国連番号 3107
品名 有機過酸化化物E（液体）
国連分類 5. 2
副次危険 8（物質リスト参照）
海洋汚染物質 非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及
びIBC コードによるばら積
み輸送される液体物質 非該当

航空規制情報 航空法の規定に従う。
国連番号 3107
品名 有機過酸化化物E（液体）
国連分類 5. 2
副次危険 8（物質リスト参照）

特別の安全対策 取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。
運搬に際しては、容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷が
ないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

緊急時応急措置指針番号 145

1 5. 適用法令

化審法 優先評価化学物質（法第 2 条第 5 項）
労働安全衛生法 特定化学物質第 2 類物質、特別有機溶剤等（特定化学物質障害予防規則）

	第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号) 変異原性が認められた既存化学物質（法第57条の5、労働基準局長通達） 作業環境評価基準（法第65条の2第1項） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9） 危険物・爆発性の物（施行令別表第1第1号） 危険物・酸化性の物（施行令別表第1第3号） 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） 健康障害防止指針公表物質（法第28条第3項・厚労省指針公示） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9） 特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第38条3）
水質汚濁防止法	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3） 生活環境汚染項目（法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2）
消防法	第5類 第二種自己反応性物質
悪臭防止法	特定悪臭物質（施行令第1条）
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第9次答申） 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）
海洋汚染防止法	個品運送P（施行規則第30条の2の3、国土交通省告示） 危険物（施行令別表第1の4） 有害でない物質（施行令別表第1の2） 有害液体物質（X類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）
外国為替及び外国貿易法	輸入貿易管理令第4条第1項第2号（2号承認） 輸出貿易管理令別表第2（輸出の承認）
船舶安全法	酸化性物質類・有機過酸化物（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）
航空法	酸化性物質類・有機過酸化物（施行規則第194条危険物告示別表第1） 輸送禁止（施行規則第194条）
港則法	危険物・有機過酸化物（法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二）
道路法	車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物（法第2条第5項、施行令第2条の4）
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	（廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの（平10三省告示1号）
化学物質排出把握管理促進法（PRT法）	（第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）
毒物及び劇物取締法	該当しない

16. その他の情報

参考文献	日本ケミカルデータベース株式会社 データベース 使用原料SDS
その他	本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。 注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。 成分情報及び適用法令の詳細につきましては、弊社営業へ別途お問い合わせください。

(注1) SDS 3法とは、化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）、労働安全衛生法（第57条の2）、毒物及び劇物取締法を指します。